

これから年金を受けようとする方へ

年金を受け取るには、請求が必要です。請求先は表のとおりです。

なお、公務員だった方は加入していた共済組合に請求してください。（あわせて年金事務所での手続きも必要です。）

加入歴		請求先
厚生年金のみ		最終の会社を管轄する年金事務所
複数の 公的年金	最終加入制度が厚生年金	
	最終加入制度が国民年金	秩父年金事務所
国民年金 のみ	第3号被保険者期間がある場合	秩父年金事務所
	第1号被保険者期間のみ	皆野町（秩父年金事務所へ回送）

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232

受付開始 農振農用地区域除外

農業振興地域内の農用地区域除外申出書を受け付けます。

除外要件

1. 農振農用地以外の土地をもって代えることが困難であること。
2. 農用地の集団化、作業の効率化など、土地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
3. 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
4. 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
5. 土地改良事業などを行った区域内の土地に該当する場合は、事業実施後8年を経過している土地であること。

受付 7月1日(月)～16日(火)

問合せ 農業委員会(産業観光課内) ☎62-1462



大人の風しん予防接種費用 一部助成します

風しんが流行しています。免疫のない女性が、妊娠初期に風しんにかかると、赤ちゃんに、耳が聞こえにくくなる、心臓に奇形が生じる、目がみえにくくなるなどの「先天性風しん症候群」が現れる可能性があります。風しんの感染を予防するには、予防接種が効果的ですが、妊娠中は予防接種が受けられないため、妊娠を予定または希望している女性や、妊婦のパートナーが予防接種を受けることが重要です。

町では、妊婦の感染予防を強化し、先天性風しん症候群を予防することを目的に、大人の予防接種費用の一部を助成します。

期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日までに接種したもの

対象者 ①妊娠を予定または希望している19歳以上49歳以下の女性（妊娠している方は除く）

②19歳以上で妊娠している女性の夫

ただし、風しんにかかったことがある方、また風しん（麻しん・風しん混合を含む）の予防接種を受けたことがある方は除きます。

助成額 ・風しん単抗体（単独）ワクチン 3,000円

・麻しん風しん混合ワクチン 5,000円

申請 領収書、予防接種済み証（予防接種を受けたことを証明するもの）、印鑑、振込先金融機関の口座名義・口座番号を確認できるもの、男性の方は配偶者の母子健康手帳を持って健康福祉課健康づくり担当へ ☎62-1233

※この予防接種は、予防接種法に基づかない「任意予防接種」です。